

第439回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和5年8月18日(金) 15時33分～15時53分

2 場所 佐賀第2合同庁舎 共用大会議室1

3 出席者

公益委員	甲 斐 今日子
	富 田 義 典
	松 本 さぎり
	安 永 治 郎

労働者代表委員	東 島 美 香
	松 尾 和 寿
	諸 富 敬 悟
	山 口 幸 一
	吉 岡 保 博

使用者代表委員	西 岡 剛 志
	浜 村 圭 介
	平 野 智 子
	福 母 祐 二
	松 尾 剛 彦

事務局

労働局長	重 河 真 弓
労働基準部長	和 田 雅 弘
賃金室長	北 村 雅 道
室長補佐	山 下 恵美子
賃金調査員	濱 由 佳

室長補佐

それでは定刻となりましたので、開始させていただきます。

審議に入ります前に事務局からご報告をいたします。本日は14名の委員のご出席があり、本審議会が最低賃金審議会例第5条第二項に規定されている定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、富田会長、議事の進行をお願いいたします。

富田会長

皆さん、こんにちは。お集まり頂きましてありがとうございます。

それでは、ただ今から第439回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

議事次第の(1)「佐賀県最低賃金の改正について」でございます。

今年度の改正審議につきましては、専門部会におきまして5回にわたって会議を開催し、委員の皆様には熱心にご審議頂きました。その結果、お手元に配布しております専門部会報告書が纏められております。つきましては、専門部会での審議の内容、概要および専門部会の報告書について、甲斐専門部会長代理から説明をお願いいたします。

甲斐(部)会長代理

はい、失礼いたします。

それでは、お手元の報告書をご覧ください。これに基づきましてご報告申し上げます。まず専門部会は5回開催をいたしました。その上で報告書をまとめましたのでご報告をいたします。

(報告書の朗読)

富田会長

はい、どうもありがとうございました。

ただ今の専門部会の報告につきまして、委員の皆様なにかご意見ご質問はありませんか。特に専門部会に入っておられない委員の皆様はいかがでしょう。

(意見、質問なし)

富田会長

よろしいですか。それでは、佐賀県最低賃金の改正につきまして、採決をいたしたいと思います。佐賀県最低賃金に関しては、部会報告の通り、引き上げ額を47円とし、1時間あたり900円とする、効力発効日につきましては、法定通り10月14日とするということで採決をいたしたいと思います。

もう一度改めて申し上げますと、時間額にして900円、引き上げ額47円、発効日10月14日ということで、賛成される方、挙手をお願いいたします。

(挙手：公益側3、労働者側5)

同じく反対される方は挙手をお願いいたします。

(挙手：使用者側5)

数字を申し上げますと、賛成8、反対5、ということで過半数に達しておりますので報告書に記載されております金額、発効日ということで決定させていただきます。

これを局長宛に答申することになりますので、答申文の作成が終わっておりますら配布をお願いいたします。

事務局のほうから、労働局長宛の答申文の朗読をお願いいたします。

賃金室長

それでは、答申文の案について朗読させていただきます。

(答申文朗読)

富田会長

どうもありがとうございました。皆様、いま説明をして頂きました答申文(案)ですが、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

ご異議無いと認めます。皆さん答申文(案)の案を消してください。そしてこの答申文を労働局長にお渡しすることにいたします。

(答申文を局長に手交)

富田会長

では、局長よりご挨拶をお願いいたします。

労働局長

ただ今、佐賀県最低賃金の改定につきまして答申を頂きました。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、また長時間5回にわたり真摯にご審議を頂きましてありがとうございました。

専門部会を含め、審議会におきましては、種々の要素について、精力的にご審議を頂き、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

私ども佐賀労働局といたしましては、今後所要の手続き等に万全を期しまして、改定最低賃金の発効に向け取り組んで参りたいと思います。また中小企業、小規模事業主の皆様の賃金引き上げに向けた取り組みの支援につきましては、これまでも関係する皆様方のご協力を頂戴しながら取り組んでまいりましたが、改定後の最低賃金額の周知に合わせ一層丁寧な支援を行ってまいりたいと思っております。委員の皆様方におかれましても、それぞれのお立場でご支援ご協力を賜れば大変ありがたいと思っております。

本日は大変ありがとうございました。

富田会長

はい、次に議事次第(3)「その他」ですが、事務局より何かありますでしょうか。

賃金室長

はい。今後の日程等につきましてですが、本日の答申に対しまして異議がある者の申し出を受けるため、本日付で9月4日まで本庁舎掲示板に公示いたします。最低賃金法等に基づき、9月4日(月)までが公示期間となります。例年異議申し出がされておまして、今回も提出が見込まれておりますので9月5日(火)の午前10時から審議会を予定させて頂きたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

富田会長

はい、皆様いまでご説明につきまして、ご質問等ございませんか。

(質問なし)

富田会長

はい、よろしいでしょうか。本当に皆様専門部会からずっと今年も熱心なご審議を頂きましてありがとうございました。ともあれ決着を迎えることができ

て、ほっとしております。

それでは、本日の審議会は以上とさせていただきます。

本日の議事録につきましては、労働者側が山口委員、使用者側が平野委員に署名をお願いいたします。

それでは皆さん、どうも本当にお疲れさまでした。

閉会

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
